毎月1・11・21日発行
11/11
令和6年(2024)
No.2351

広報 しながわ Shinagawa

Shinagawa City 品川区

人権週間特集号

『人権尊重都市品川宣言』について詳しくは、区ホームページをご覧ください。

発行／品川区　編集／戦略広報課　〒140－8715　品川区広町2－1－36　☎3777－1111(代表)　Fax5742－6870(戦略広報課)　https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

人権尊重都市宣言のまち　品川区

実現しよう 平和で 心ゆたかな 人間尊重社会

12月4日(水)～10日(火)は人権週間

世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日に、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、全ての人と全ての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年の第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

日本では「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

区の取り組み

区では、平成5(1993)年4月に『人権尊重都市品川』を宣言し、今年で31周年を迎えました。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。

宣言から31周年の今年は、区立学校の生徒たちによる人権標語やポスターなどを展示する「しながわ人権のひろば」などを開催します。

この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

1993(平成5)年4月28日　品川区

人権尊重都市品川宣言31周年　非核平和都市品川宣言40周年

しながわ人権のひろば 2024

会場／荏原文化センター(中延1－9－15)

品川区立学校人権標語・ポスター展

人権啓発パネル展(犯罪被害者支援の活動紹介など)

日時／12月7日(土)～9日(月)午前9時30分～午後4時45分
※9日(月)は午後3時まで。
場所／レクリエーションホール(1階)

女性弁護士による法律相談

日時／12月7日(土)午前9時30分～正午、午後1時30分～4時
場所／第2講習室(2階)　**定員／**各5人(先着)
申込方法・問い合わせ／12月6日(金)までに、**電話**でジェンダー平等推進センター(☎5479－4104 Fax5479－4111)へ

人権擁護委員による人権身の上相談

日時／12月8日(日)午前10時～正午、午後1時～3時
場所／第2講習室(2階)　**定員／**各2人(先着)
申込方法・問い合わせ／12月6日(金)までに、**電話**で区民相談室(☎3777－1111(代表) Fax5742－6599)へ

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。“「誰か」のこと じゃない。”を重点目標に、様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、区内の小・中学校に啓発活動への協力を毎年お願いしています。

今年の「人権メッセージ」には、第三日野小学校の5年生が参加しました。「人権の花」運動では、伊藤・京陽・源氏前・上神明小学校と伊藤学園の皆さんが「マリーゴールド」「サルビア」「日々草」の花を咲かせました。「人権作文」には、浜川・冨士見台・荏原第六中学校と明晴学園の皆さんが参加しました。

これらの活動を通して、思いやりの心を育み、人権の大切さについて考えていただいています。

(東京人権擁護委員協議会・品川区人権擁護委員会)

区の人権擁護委員
江口　千枝(東五反田)
黒坂美也子(北品川)
後藤　　基(西中延)
谷口　孝彦(旗の台)
野口　清彦(東大井)
長谷川一也(大　井)
羽鳥　紀子(荏　原)
原　　敦子(小山台)
松尾　和英(小山台)
村野　邦美(南品川)

人権擁護委員による人権身の上相談

人権問題に関する悩みをお持ちの方はひとりで悩まず、気軽にご相談ください。

相談日／第1・3火曜日午後1時～4時
場所・申込方法／相談日1週間前の午前9時から、**電話**で区民相談室(第三庁舎3階☎3777－1111(代表))へ

人権週間街頭キャンペーン

日時／12月4日(水)午前11時30分から　**場所／**大井町駅前

問い合わせ／区民相談室(☎3777－2000 Fax5742－6599)

問い合わせ／人権・ジェンダー平等推進課(☎3763－5391 Fax3768－5092)

みんなで考えよう 私たちの人権

区ではこれまで『人権尊重都市品川宣言』を様々な施策の中に生かしながら、人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし、私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害のある方や外国人に対する偏見、被差別部落（同和地区）出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に最近は、インターネットを悪用し、投稿先のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）で誹謗（ひぼう）中傷などを行う人権侵害や様々な差別行為による重大な人権問題が発生しています。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。『人権尊重都市品川宣言』に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることを大切にしていきましょう。

インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットにより、コミュニケーションが便利になる一方で、インターネットを悪用した事案が増えています。特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が大きな問題となっています。また、特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチや部落差別（同和問題）に関して差別を助長するような内容の書き込みがなされることもあります。

インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することができるため、現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいといえます。そのうえ、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、一度公開された情報は完全に消すことはできません。

インターネット上の掲示板やＳＮＳなどの利用にあたっては、常に書き込む相手や読み手に配慮することが大切です。ルールとマナーを守って、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

インターネットの節度ある利用

- 差別的な発言や誹謗中傷を書き込まない
- なりすまし行為をしない
- 個人情報を書き込まない

性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別をなくそう

性のあり方（からだの性・こころの性・好きになる性・表現する性など）は多様です。しかし、現状は多様な性への理解がなかなか深まっていない状況にあります。性的（セクシュアル）マイノリティの方に対するいじめや差別、偏見は人権問題です。まずは多様な性があることを知り、性のあり方の違いを尊重することが大切です。そして、もし困っている人がいたら、どうすればよいかを考えてみましょう。

性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別をなくすため、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。

みんなで守ろう！子どもの人権

子どもにも大人と同じように人権があり、一人の人間として重んじられ、守られなければならない存在です。日本も子どもの人権を守るため、世界中の全ての子どもたちがもつ人権を定めた「子どもの権利条約」に同意しています。

子どもの権利条約では、子どもが権利をもつ主体であり、生きる権利や教育を受ける権利、暴力から守られる権利など、様々な権利を定めています。しかしながら、いじめや体罰、虐待、児童買春や児童ポルノなどの性被害、子どもの貧困などの問題も生じています。

子どもたちの人権を守るため、子どもの自尊心を尊重し、次代を担う子どもたちが安心して健やかに成長できるよう見守っていかなければいけません。

「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」を施行しました

すべての人が性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく生きられる「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会」の実現をめざし、6年4月に条例を施行しました。

本条例は、区がめざす社会の実現に向け、生活の様々な場面での困難や生きづらさの解消につなげていくため、区と区民、事業者、教育関係者の皆さんと一緒に取り組みを進めていくための指針となるものです。

ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会

- 自らの意思によって、社会のあらゆる分野に平等に参画できる社会
- その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会
- 多様な個人として尊重される社会
- 差別や暴力を受けることのない社会

詳しくは区ホームページをご覧ください

問い合わせ ジェンダー平等推進センター（☎5479－4104 Fax5479－4111）

「東京都パートナーシップ宣誓制度」を活用した行政サービスを提供しています

区では、パートナーシップ関係にある方の生活上の不便を軽減し、性別にかかわらず誰もが暮らしやすい環境につなげていくため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の受理証明書を活用した行政サービスを提供しています。詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ ジェンダー平等推進センター（☎5479－4104 Fax5479－4111）

人権に関する法律をご存じですか

障害者差別解消法
［平成28（2016）年4月施行］

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

部落差別解消推進法
［平成28（2016）年12月施行］

現在も存在する部落差別について、「部落差別は許されない」という認識のもと、部落差別のない社会をめざす法律です。

ヘイトスピーチ解消法
［平成28（2016）年6月施行］

日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することをせん動する不当な差別的言動の解消をめざす法律です。

アイヌ施策推進法
［令和元（2019）年5月施行］

先住民族であるアイヌの人々が民族の誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現をめざす法律です。

夜間人権ホットライン

人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話で相談に応じます。

相談日時／12月9日㈪ 午後5時～8時
※相談時間は1人10分程度。

相談電話／6722－0127

問い合わせ／東京都人権プラザ相談室
☎6722－0124・0125

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日㈫～16日㈪

問い合わせ／人権・ジェンダー平等推進課（☎3763－5391 Fax3768－5092）

古紙を配合した再生紙を使用しています